

静岡産業大学情報学部地域学（しずおか学）研究センター運営委員会規程

（設 置）

第1条 静岡産業大学情報学部地域学（しずおか学）研究センター規程第8条（運営委員会）第1項の規定に基づき、情報学部（以下「本学部」という。）に地域学（しずおか学）研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目 的）

第2条 委員会は、本学部地域学（しずおか学）研究センターの運営に関する事項を審議することを目的とする。

（所掌事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域学に関する自主調査研究
- (2) 学外からの調査研究の受託
- (3) 調査研究成果等の発表
- (4) 研究、論集等の刊行物の発行
- (5) 地域学（しずおか学）研究センターの事業計画の策定
- (6) その他地域学（しずおか学）研究センターの目的を達成するために必要な事項

（組 織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 地域学（しずおか学）研究センター長
- (2) 学部長が選任した専任教員 若干名
- (3) 学務課長

（任 期）

第5条 前条第2号の委員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、地域学（しずおか学）研究センター長をもってこれに充てる。ただし、学部長は第4号第1号以外の委員を委員長に選任することができる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員会に副委員長を1名置き、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

(会 議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させることができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、大学事務局学務課において行う。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改 正)

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程の改正に伴い、「静岡産業大学情報学部0-CHA学研究センター運営委員会規程(平成20年2月20日施行)」は、平成29年3月31日をもって廃止する。